

「LEC 新合格講座使用教材 楽習スルーノートNo.152」から  
第44回社労士試験【択一式】雇用法・問2 - C肢の出題が **的中** しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

楽習スルーノート No.152 p. 4～5 (RU12292)

E 事業主は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

(⇒○)

本試験出題はこうでした！

択一式 雇用保険法 問2 C肢

C 事業主は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届(様式第4号)に必要な応じ所定の書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

(⇒○)

的中!